

<計算例>

3万円を寄附する場合(給与収入500万円、所得金額346万円、夫婦共働き子供なし、所得税の限界税率10%の場合)

【平成27年度までの制度】

寄附金額30,000円			
自己負担額	①《所得税分》 所得控除による軽減※1	②《市民税・県民税分》 税額控除(基本分)※1	③《市民税・県民税分》 税額控除(特例控除分) 市民税・県民税所得割額の10%が限度
2,000円	2,858円	2,800円	22,342円
← 軽減額28,000円 →			

【平成28年度からの制度】

<確定申告をする場合>

寄附金額30,000円			
自己負担額	①《所得税分》 所得控除による軽減※1	②《市民税・県民税分》 税額控除(基本分)※1	③《市民税・県民税分》 税額控除(特例控除分) 市民税・県民税所得割額の20%が限度
2,000円	2,858円	2,800円	22,342円
← 軽減額28,000円 →			

<ワンストップ特例制度の場合>

控除額の計算、限度額は、確定申告を行った場合と変わらず、所得税の軽減分が、市民税・県民税(申告特例分)から軽減される。

寄附金額30,000円			
自己負担額	④《市民税・県民税分》 税額控除(申告特例分)	②《市民税・県民税分》 税額控除(基本分)※1	③《市民税・県民税分》 税額控除(特例控除分) 市民税・県民税所得割額の20%が限度
2,000円	2,858円	2,800円	22,342円
← 軽減額28,000円 →			

【令和2年度からの制度】

総務大臣が指定したふるさと寄附金の対象となる団体以外に対して、令和元年6月1日以後に支出された寄附金については、

③《市民税・県民税分》税額控除(特例控除分)が受けられなくなる。※3

寄附金額30,000円			
自己負担額	④《市民税・県民税分》 税額控除(申告特例分)	②《市民税・県民税分》 税額控除(基本分)※1	③《市民税・県民税分》 税額控除(特例控除分) 控除対象外 (22,342円)
2,000円	2,858円	2,800円	
← 軽減額5,658円 →			

①の計算式

$$(30,000-2,000) \times 10\%[\text{所得税の限界税率}] \times 1.021 \times 2 = 2,858$$

②の計算式

$$(30,000-2,000) \times 10\%[\text{住民税の税率}] = 2,800$$

③の計算式

$$(3,460,000-330,000)[\text{課税総所得金額}] - 50,000[\text{人的控除額の差(このケースでは、基礎控除の差額5万円分のみ)の合計額}]$$

$$= 3,080,000 \cdots \text{表1より割合は} 79.79\%$$

$$(30,000-2,000) \times (90\%-10\%[\text{所得税の限界税率}]) \times 1.021 \times 2 = 22,342$$

④の計算式

$$(3,460,000-330,000)[\text{課税総所得金額}] - 50,000[\text{人的控除額の差の合計額}] = 3,080,000 \cdots \text{表2より割合は} 10.21/79.79$$

$$22,342 \times (10.21/79.79) = 2,858 \text{円}$$

※1 対象となる寄附金額は、所得税の場合、総所得金額の40%が限度であり、市民税・県民税(基本分)の場合は総所得の30%が限度

※2 平成25年度から令和19年度までの間、東日本大震災に係る復興特別所得税(税率2.1%)が課税

※3 総務大臣が指定した対象団体については、以下の総務省ホームページに記載。

[ふるさと納税に係る総務大臣の指定\(外部リンク\)](#)